

平成27年度第3回府中市子ども・子育て審議会 議事録

日時 平成28年3月2日(水) 午後3時30分から午後4時50分

会場 府中市役所 北庁舎3階 第1会議室

出席者 委員側 汐見会長、平田副会長、関委員、山崎委員、田中(仁志)委員、井村委員、小口委員、木下委員、田中(公)委員、富田委員、中田委員、畑山委員、宮崎委員、横山委員、佐藤委員(15名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、前澤子育て支援課長、関根子育て支援課主幹、市ノ川子育て支援課長補佐、小森保育支援課長補佐、赤岩児童青少年課長、山田学務保健課長補佐、加藤子育て支援課推進係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、河野学務保健課学務係長、徳永子育て支援課推進係職員(13名)

欠席者 臼井委員、長崎委員、浅沼委員、坂田委員、角田委員(5名)

【次第1 開会】

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成27年度第3回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(事務局 資料確認)

それでは審議会の開催に先立ちまして、事務局より3点のご報告とご説明をさせていただきます。

1点目、本日の委員の出欠状況についてです。本日欠席の委員につきましては、5名でございます。なお、本日の会議は、委員20名のうち、15名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、2月21日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたところ、応募はございませんでした。

3点目、本日の審議会の時間配分についてです。議題(1)を15分程度、議題(2)を15分程度、議題(3)を20分程度とし、会議終了時刻は16時30頃を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議題に入りますが、発言する際のマイクの使用について、前回同様ご協力をお願いいたします。

会長、よろしく願いいたします。

【次第2 議題(1)利用者負担等検討部会の答申について】

会長

皆さんこんにちは。本日は、第3回府中市子ども・子育て審議会になりますが、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

それでは、「議題(1)利用者負担等検討部会の答申について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料8「府中市における教育・保育に係る利用者負担のあり方に関する答申」を説明)

会長

事務局より、利用者負担等検討部会にご出席いただいております副会長から一言あればとのことでしたので、副会長、ご発言よろしいでしょうか。

副会長

本会からは、この利用者負担に係る部会には、私も含めて6名の委員が出席していたかと記憶しております。会議では本当に色々なご意見が出たものを部会長がとてもよくお話をお聞きくださり、よい方向にまとめてくださったというふうに感謝をしております。感想になりますが以上でございます。

会長

これは部会の報告ということですので、今から議論するというものではありませんが、理解を深めるために少しご質問を受けたいと思います。

委員

よろしくをお願いします。

私は今この会議に出席するにあたり、子ども家庭支援センター「たち」さんのほうへ子どもを預けてきているのですが、答申の附帯意見の「(2)施設等を利用しない子どもについて」ということで、一時保育という保育園に入っていない子どもを一時的に預かる制度があると思います。子どもが保育所に入っていない家庭にとっては非常に利用したい制度です。例えば、私の実家のほうでは、お母さんが週に2回パート勤めをするに当たって確実に週2回預けられています。半日1,000円の利用率なので、パート代からそれを相殺しても時給が600円程度にはなるので働く価値もあるのですが、「たち」さんだと利用料が1時間800円なので、例えば1,000円の時給だったら実質200円の時給みたいな計算になってしまうから、なかなか預けられないんですね。府中市の近隣ですと、私の友達から聞くと、例えば稲城市だと1日3,000円で預けられる保育所とか、国分寺市も1日4,000円で預けられる保育所とかがあるんですけども、もうちょっと一時保育についても府中市のほうで充実していたらなと思っております。

会長

ここで議論をということではありませんが、部会では一時保育の利用者についての支援というようなご意見はありましたか。

事務局

部会では一時預かりの料金も含めて資料としては説明をさせていただいておりますが、基本的には認可保育所に入所している利用者の負担のあり方を中心ということでしたので、一時預かりの利用料金について深くは議論しておりません。ただ、子ども・子育て支援計画上では一時預かりについても拡充の方向性を示させていただいており、利用者の負担ということについてもこうした審議会の場でもご意見を頂戴しながら検討を進めいくものと考えております。なお、近隣市で実施している一時預かり等については、料金体系は異なりますが府中市でも実施しており、来年度につきましては利用の形態を少し変えまして、料金設定も変えていく方向

で考えております。まだ予算が通ってございませんので詳細な説明は差し控えますが、来年度しっかりと周知してまいりたいと考えております。

会長

今回の利用者負担というのは、特に幼稚園、保育所、こども園といった施設に入所・入園にされている方の負担を中心に議論をされたと思いますが、今ご発言をいただきました一時保育の利用者負担についても、ここで議論するというものではありませんが、そういったご意見を出していただければ、今後に向けた要望ということで、改めて議論させていただきたいと思っております。

消費税が8%から10%に上がる段階で次の施策が出て、支援が充実していくことになると思います。また幼稚園団体が積極的に進めているのは3歳からの保育料の無償化ということで、これはもともと国では決まっていたことでして、そのための予算が必要ということはありませんが、こうした子ども・子育て支援ということについての動きがあったときに、府中市としてそれを受けてどうするかということは、非常に柔軟に対応していかなければなりません。今回の答申は現在の消費税8%を前提とした内容であると受け止めています。

もっと将来的な議論として、この場で議論するというのではないのですが、例えば昔、フィンランドという国はおもしろいことをしました。保育所の0歳児保育というのはものすごくお金がかかります。日本でも子ども3人に対して保育士1人の配置が必要です。働く親にとってそれは必要なんですけども、お金がかかり過ぎるので、「育休を1年間とって子どもを家で見てくれたら、1人5万円出します」ということをしました。家庭にとっても保育所に預けなければそのお金は自由に使えると。国としてもそのほうが費用的には少なくなるんですね。府中市でも財政は厳しいですから、そういう柔軟な制度をもっと色々と考えていくということが大切だと私は思っております。

副会長

今のご質問の施設等を利用していない子どもについての付帯意見は、多分、私の発言が元だったと思います。答申書3ページに記載されているように、府中市の現状として3歳未満では約70%が在宅で過ごしているということですから、保育所やその他の施設に入れているお子さんだけではなくて、家にいるお子さんにも何らかの補助が、今のフィンランドみたいな補助があるといいですねっていうのが、こういう文章になっているのだと思います。それができれば待機児もかなり解消できるだろうということで、財政的には非常に厳しい中ではありますが、載せてほしいということで申しあげた文言だと思います。

会長

ご説明ありがとうございました。今、保育園などの施設を利用している家庭が0歳から2歳で大分増えてきていて3割を超えています。それでも7割近い家庭が利用していないと。それから、5歳児でも実は7~8%の子どもは幼稚園も保育所もこども園も利用していない。そういう子どもたちに対する支援が届いているかということも大切です。今後新制度のもとで丁寧に行っていくということでもありますので、今のご意見はとても大事だというふうには受け止めております。今後もぜひご発言をお願いいたします。

限られている財源をどう有効に使っていくかということですが、制度が変わることによって、個々で見るとかえって不利益が生じるということがあり得ます。けれども、それを極力無くしながら、子育てしやすいまちづくりのためにどうするのか、どうお金を使っていくのかということは今後も考えていただきたいと思っております。

その他ご発言ございませんでしょうか。
特に無いようですので先に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員 了承)

【次第2 議題(2)家庭的保育事業等の認可について】

会長

それでは「議題(2)家庭的保育事業等の認可について」という議題に移りたいと思います。まずは事務局から説明をお願い致します。

(事務局 資料9「家庭的保育事業等の認可について」を説明)

会長

ただ今のご説明に対してご質問等ございませんでしょうか。

補足的な説明をさせていただきますと、この2つの事業所は既に認可外として開設されているところですが、今回の新制度ではこれまで認可外であった例えば家庭的保育事業だとか小規模な保育事業が条件を満たせば認可にすることになったわけです。認可されると国と自治体から補助金等がきちんと配付されまして、運営・経営もしっかりとできます。そのかわり責任も重くなるということなんです。今回は認可していただきたいということが2つあり、それが認可するのに足りるかどうかというところを調査・審議し、結果として「大丈夫でしょう」ということになったというご報告です。何かご質問ございませんか。

委員

連携施設のことでお伺いしたいのですが、「4 連携施設の概要」の連携内容の中に、「卒園後の進級先としての支援」というふうにちょっとぼかして書いてありますが、現実には入園するときにはどういう契約をするのですか。2歳児までの事業なので、3歳になったら連携先の施設に行ってくださいというような、いわゆる3歳児以降の行き先が補償される、3歳児以降の行き先が指定されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

基本的には委員が仰るように連携先のほうにそのまま行けることもあるのですが、府中市では待機児童が多うございますので利用調整を行います。認可になるということは市が入れる人を決めるということになりますので、利用調整の絡みも含めて今後対応していかなければなりません。ここで新たに事業を開始させていただきますので、今在籍している方たちにつきましては基本的には補償をさせていただくというようになりますが、今後につきましては当然ながら利用調整の中で審査をさせていただくということがございます。その辺も含めて今内部でしっかりと担保すべきは担保できるように調整をさせていただいております。

会長

小規模保育というのは0・1・2歳だけなので、そこが終わったときに今度は3・4・5歳でどこか保育所に入らなければならないのですが、「連携施設をやっているところに入ります」という意味ではないんです。連携施設というのは、例えば家庭的保育のガイドラインにあるのですが、家庭的保育というのは保育士さんだけがやっているわけではございませんので、ある種の専門性はどう

しても下がるんですね。そこで、専門性がきちんとある保育所が連携しながら、何かがあったときには相談に乗るとか、保育ママさんがちょっと病気になってどうしても出られないときにそちらに見ていただく等々、そういったことをきちんとやれるように必ず確保しておかなければならないということが書かれていますので、それが連携施設になるわけです。小規模保育などを卒園したときにどこに入っていきようにするかということは、今の制度上では勝手ができないわけです。この利用調整は市の責任になっていますから、待機している方がいるなかで連携施設にぱっと入ってしまうというわけにはいかないの、そのあたりはご理解ください。今入っている方はしょうがないと思いますが、後から入って来た人には「それはなかなか難しいかもしれない」ということはしっかりと伝えなければならぬと思います。

他にご質問ございませんか。

こちらの議題については、新しく府中市で小規模保育事業と家庭的保育事業と合計2か所の認可について審議した結果妥当であるということで、まだ答申が最終的に市長へ行かなければならないのですが、部会ではそのようになったとの報告でございますが、他にご質問ございませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、この議題を終わりにしたいと思います。

(委員 了承)

【次第2 議題(3)新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について】

汐見会長

「(3)新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について」ということでございます。こちらについてもまずは事務局から説明をお願い致します。

(事務局 資料10「新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員について」を説明)

会長

合計で4つの保育所が開設されるわけですが、その利用定員については、この子ども・子育て審議会委員の皆様からご意見をいただくことが法で定められているということでございますので、積極的にご意見やご質問をいただいたうえで進めたいと思います。

それでは最初に私から質問させていただきます。この利用定員と認可定員というのは、どういうカテゴリーかご説明いただけますでしょうか。

事務局

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されましたが、それ以前は、いわゆる定員といえば認可定員のみでした。利用定員というのは子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い新たな概念で制度化された定員となっております。この利用定員は何に結びついていくかといいますと、国が公定価格という形で示している教育・保育給付費の額を算出する際の単価に直接結びついていきます。また、子ども・子育て支援計画の事業量目標などは利用定員をベースにしていることなど、子ども・子育て支援法に基づく新制度運営上の定員制度が利用定員となります。

一方で、認可定員については、保育所であれば児童福祉法、幼稚園であれば学校教育法を根拠とした定員となっていて、いわゆる定員という言葉は、27年の4月からは認可定員と利用定員とを使い分けている状況にあるということになります。

会長

子ども・子育て支援法では、府中市が実際にどの程度の保育ニーズがあるのかということのニーズ計算をすることになっています。そのニーズを満たすことが自治体の責務になってくるわけです。どのくらいの保育所が必要なのか、保育ママさんのところで何人、認証保育所で何人可能かといったことで、計算したニーズを原則全員満たさなければいけないわけです。そうしたニーズに対する供給量を計るときに使用するのが、利用定員ということになるわけですかね。

今回の保育所新設は、ニーズに対して供給量をなるべく一致させるために、保育所を増やしていかなければということが背景にあるということで、まだこれでは足りないのだからもやっぺいかなければいけない等々という意見も当然あってしかるべきだと思いますが、それでご意見をいただきたいということです。子ども・子育て審議会としての責任がありますので、積極的にご発言していただければと思います。

委員

実質的な新設園は3園で、そのいずれも本拠地が府中市外にある法人になるわけですが、府中市内にある社会福祉法人が手を挙げなかったというか、そのへんの理由は何かあるのでしょうか。

事務局

市内の社会福祉法人さんからの応募はありませんでしたが、その理由というところは、私どもも広報等で広く手を挙げてくださる方を求めている中での結果でございます。市内の社会福祉法人さんから個々に、「今回はこういう理由で手を挙げません」といった事情は、特にお聞きしてありませんでした。公募した結果、そして審査をした結果で、今資料にお示しさせていただいている社会福祉法人にお願いをすることになったということだと承知しております。

委員

この計画に対する未達の数字というのは、保護者にとってはすごくがっかりしてしまう数字かと思えます。保育所としては計画した目標に届いていない、ニーズに対して満たしていないわけですから、例えば幼稚園で延長保育をしたりなど、幼稚園との連携を考えていたり、市からお願いしたりということはあるのですか。

事務局

今回お示ししている内容は、子ども・子育て支援計画に基づく取組の一環になります。計画の中では、0歳から2歳の地域型保育事業ですとか、3歳以上は幼稚園さんにも担っていただくとか、諸々の国自体の制度設計がありまして、私どもも今後それについては何らかの形で実現をしていきたいというふうに思っておりますけれども、制度が始まったばかりでございますので、そういった新たな側面については直ちに実現ができるというような府中市としての実態がございませんので、平成29年度までは少なくとも待機児が多い状況の中で今実現できる方策、すなわち今までやってきた0歳から5歳の認可保育所を新設して、計画に沿って待機児を解消していくという考え方の中で、今回お示ししたような新園の開設ということでございまして、来年度に向けてもさらに同様の考え方で今の不足を補っていきたいというふうに考えております。

副会長

すごく荒唐無稽な意見みたいなんですけれども広域利用についてです。府中市内の保育園には府中市民しか入れない制度となっておりますが、例えば府中市の国立市境の人は国立市の保育園に入ったり、小金井市境の人は小金井市の保育園には入ったりというような広域利用みたいな発想は必要

ではないでしょうか。府中市内で働いている人が府中市民ばかりではないといったこともありますし、もっと広域利用みたいなことをすれば、待機児が解消できる部分ってあると思います。けれども、そういったことはなかなか市のレベルではどうすることもできないということでもあります。

それから、幼稚園というお話がありましたのでお話ししますが、子ども・子育て支援法が去年の4月に施行されて、東京都内で新制度に移行した幼稚園というのは、学校法人の幼稚園では1桁しかありません。90数%は移行していません。理由は色々あります。収入が減額になってしまうとか、色々な市から園児は来ているのに、各市の調整ができていないから、三鷹市から来ている人と府中市から来ている人では、金額が変わってしまうといった問題もあります。

それから、預かり保育は、東京都内の幼稚園では90%以上がやっていますが、三多摩で預かり保育に対して補助を出しているところはほとんど無いです。保育園と同じように預かり保育をしているのに、保育園より負担は高いんです。一方23区では預かり保育に対して、区の委託事業みたいにかなり公費を出しています。そういったことについて幼稚園協会としても、市議会の議員の方に少し訴えたり、色々運動をしたり、市にお願いをしたりしたいなというふうに思っています。

会長

市を越えての広域利用というのは、今は全然やっていないのですか。

事務局

0・1・2歳で待機児童がいる状況のため、その年齢については市民の方もお預かりできていないのに、他市の方をお受けするという事はやっていないのが事実でございます。また、3歳ももう今は定員がいっぱいになっております。4・5歳につきましては、空きがあれば他市の方もお受けしているという実態でございます。また転入等々で利用調整するという事は当然やってはおります。他市の子どもを全く預かれないということではなく、待機児童がいる年齢では、まずは府中市民の方に入っていただくという形でやっております。そのため待機児童がなくなれば広域利用も進むものと考えます。今後、子どもの数が減少していけば、市内にもこれだけの施設がございますので、他市のお子さんを預かることもあるでしょうし、特色のある保育園等々が残っていくようになってしまわないかと思っておりますので、そうしたことも踏まえて将来的、中長期的なこともしっかりとビジョンとして持って対応していかなければいけないのかなというふうに考えております。ただ、当面は待機児童が多いので、様々な方策を使って待機児童を解消していくというのが、現時点では考えているところでございます。

会長

0・1・2歳は、なかなか難しいかもしれませんね。どの市も空きが無いということですから。例えば調布市とだけでも広域利用をといても、府中市から調布市の保育所に入ることも調布市から府中市の保育所に入ることも難しいということです。現状では0・1・2歳は広域利用という形にはならないところが多いと。3・4・5歳についてはある程度可能であればということが多いのではないのでしょうか。

副会長の話にありましたように、新制度が始まってはみたものの、まだまだ思わぬことが新たな問題として出てきたといったことは、実はたくさんございまして、それをどう調整し直していくのかということも引き続きやっていかなければならない。制度として余り機能していない面というものもあるのです。

新制度の実施主体は基礎自治体の区市町村となっておりますが、従来、私立幼稚園は東京都が管轄していました。お金も東京都から来ていました。ですから、区市町村の教育委員会は私立の幼稚園

については直接管理していないわけです。だから、隣の市との調整も比較的やりやすかったわけですが、これが新制度になって区市町村に来ますと、幼稚園に入ってくるお金の額が区市町村によってそれぞれ少しずつ微妙に違うということがあって、児童の住んでいる自治体によって金額が異なれば幼稚園も対応しづらい。事務も煩雑になります。国の制度設計ではそういうことは予期していなかったところがあるといえますか、大慌てでやったためにそういう問題が出てきています。

それから、東京都は私立の幼稚園に対して、国からのお金である私学助成以外に、全国の中でも手厚く補助金等を出していました。それは神奈川県とも千葉県ともかなり違う。それが新制度に移行すると、制度の実施主体は区市町村のため、今度は東京都がそれをする義務がなくなってしまうわけですね。しかし区市町村はそこまでお金がありません。結果、幼稚園に入ってくるお金が減ってしまうようなことが起こるわけです。

こういったことを今後も考えていかななくてはならない。実は区市町村だけでは解決できないことが多いものですから、改めて国が制度を練って作り上げていくという作業をしなければならない。区市町村だけで解決することは無理だということがはっきりしていると。だから、そうしたことは国へしっかりと提案していかななくてはならない。こういう会議で出てきた論点を整理して、国に繋げていくということはとても大事なことです。色々ご意見は出していただきたいと思います。

今回の新設でどのくらいの待機児解消が見込まれたのか分かりますか。先ほどの家庭的保育事業なども含めて、どのくらい待機児童が減ったのでしょうか。

事務局

今回は光明高倉保育園を除く3園の新設の合計で0・1・2歳はおおよそ100人の定員増を見込んでございます。計画は240人程度の0・1・2歳の定員を増やしていくということになっていますので、差し引き140人程度を今後も目標として増やしていくという計画となっております。

会長

先ほども申しましたように、0・1・2歳の保育はお金がかかるということもありますが、大変難しいことなんですけれど、それで保育所を新設して例えば横浜みたいに待機児童が減った途端にどうなっているかという、定員が埋まらない保育所だらけになってしまい、経営のほうも大変だということが生じてきます。保育所というところは例えば0歳児が12人の定員だったら4人の保育士を最初から雇っておかないと、「子どもが来たので保育士を増やします」なんて、保育士不足の今は無理なんですね。そうすると、その4人の給料をずっと払い続けなければならないのに、新年度に入って子どもが3人しか入らないということがあると、保育料も入ってこないわけですし、自治体からも3人分しかお金が来ません。多いところでは大体1,000万円ぐらいの赤字が出てしまうことになります。要するに子どもの絶対数がこれから少しずつ減っていきますから、ある程度施設が満たされてしまうと今度はどんどん定員の空きが増えてくるということで、今度は経営できない保育所が出てきます。そういう問題を市は抱えていくということがわかっているので、どんどん保育所をつくるということも、実はそうたやすくできることではない。だから、むしろ保育ママさんのような柔軟な形態のほうが本当は大事になるかもしれない。保育所をつくってしまえば簡単には転用できないということになりますから、だから本当に悩ましいことです。でも待機児の保護者は働けなかったりすると死活問題ですから、何とかしなければならないということで悩ましいですね。

副会長

さっきの広域利用の話ですが、隣接する市町村は全部0・1・2歳で溢れてしまっているんです

か。ある程度広域的に考えて、上手い具合に「近い人は小金井市へ行ってくださいね」とか「国分寺市の人はこちらに来てくださいね」みたいな、その柔軟さが無いと、府中市だけで抱えられる問題ではないような気がして発言したのですが。上のほうの学年では広域で利用調整しているということは知りませんでした。

事務局

近隣市の状況ですけれども、やはり待機児童がございます。ただ、ここで近隣市も新制度に伴って急速に施設を増やしております。一方で保育士不足ということも言われており、施設ばかりつくっても子どもを見る保育士さんがいないということであれば本末転倒な話でございますが、やはり周辺との協力体制もなかなかとれていない。各市で保育所をつくり過ぎてしまうと、先ほど言った広域利用調整が0歳からできるようになると、府中市民が他市の保育所に入るとすることも将来的にはあるのかなとは思っており、そうした中で流出が過度になることは避けたいというふうには思っております。今年度、私ども府中市は3園ですけれども、調布市は7園つくっていますので、来年度ふたを開けてみないとどのような状況が生じるのか本当にわからないということもありまして、そうしたこともあるので毎年毎年この場で利用定員の状況をご説明をさせていただいて、ご意見をいただくというようになっているものと思っておりますので、先ほど会長のほうからもお話がありましたように、とても本当に大事な会議であるというふうに私どもも認識しております。

会長

市外の保育所の利用については住民の選択ですからしょうがないでしょうけれども、それでもある程度は流出していかないような施策をしていきたいということだと思います。

この議題について、私たちはこの会議としては、まだ待機児の問題が深刻に残っているということで、引き続き行政のほうにも待機児解消のために一段とご努力をしていただきたいということが要望としてあるということです。また、もう少し柔軟なやり方というのも考えていかないと解消していかないでしょう。

横浜市がやっていて評判となった保育コンシェルジュというのがあります。保育に関わる相談係みたいな方がいて相談に応じるというものですが、それがモデルになって、新制度では利用者支援事業というのが新たにできましたが、府中市ではどうなっているのでしょうか。

事務局

利用者支援事業につきましては、現状では子ども家庭支援センターの「たち」と「しらとり」の2か所で、情報提供、制度案内等のご相談をお受けする体制をとっております。府中市の子ども・子育て支援計画上では、今後は市内6か所で利用者支援事業を行うこととして整備する計画になっております。一般型や特定型といった事業種別のことや、今後検討していく基幹保育所での実施ですとか、その他実施可能な施設のことなど、様々検討して進めていきたいと考えてございます。

会長

今、何を質問したかということですが、新制度の中で国がお金を付ける13事業のうちの1事業に利用者支援事業が位置付けられましたが、これは従来には無い制度です。各自治体に対して、「困っている人がそこへ行けば何でも相談に乗ってくれるし、必要なところにつないでくれる場所をつくりなさい」ということですね。例えば病を抱えているとか家庭での暴力で苦しんでいるとか色々なケースの方がいらっちゃって、そういう人たちが気軽に相談できる場所をつくらなくてはならないと。ある種の駆け込み寺みたいになる可能性もあるわけですので、どこにどういったものをつくるかということも、そこで対応する人のパーソナリティーだとかというのも、とても丁寧に検証を

していかなければならない。必要な支援をあっせんしたり、ある意味でソーシャルワーカーの役割ですね、そういうところを各自治体がつくらなければならないということです。その利用者支援事業にも形態による種別があって、一般型というのをできるだけつくって、そこでは相談に来た方に対して、制度化されていないような地域の資源も紹介したりして、個々の問題をクリアしていくということも考えられているようなので、そういう意味では、もう少し何か血が通った府中市というものをつくっていくうえで、一つの拠点となるのが利用者支援事業だと思いますので、そこを充実していただくということもセットで私たちも会議として要望したいなとは思っています。

待機児童のことは大変悩ましいこととして、またやはり一番大事ではありますが、たくさん保育所をつくれればいいというほど単純な問題でもないということですよね。慎重に対応しなければいけないけれども、やはり常にそのニーズについては対応していかなければならないということですから、引き続き保育のニーズ量と利用定員を一致させるようにしていただきたいというようなことでお願いしたいと思います。

他にご質問などございますでしょうか。

無いようでしたら、この議題はここまでにさせていただきます。

(委員 了承)

【次第3 その他】

会長

最後に、「次第3 その他」について、事務局より何かございますでしょうか。

事務局

それでは、今回の審議会が今年度最後の審議会でございますので、子ども家庭部長よりご挨拶申し上げます。

子ども家庭部長

皆さん、こんにちは。子ども家庭部長です。本日は大変お疲れ様でございました。そしてまた、会長、副会長、そして委員の皆様方、1年間本当にどうもありがとうございました。

先ほどからお話がありますように、新制度につきましても昨年4月スタートということがございまして、本市につきましても待機児童が352名というような状況ではございましたけれども、新制度への移行といたしましては、おおむねスムーズに移行できたのかなというふうに思っているところでございます。

本日の会議は3件議題がございましたけれども、最初の2件につきましては、この1年間、専門部会のほうでしっかりと練っていただいたもの、そして3件目につきましては待機児童解消に大きく貢献する保育所等の新設に伴う特定教育・保育施設等の利用定員についてということでございまして、この1年間のまとめのとても大事な会議であったというふうに思っております。

来年度につきましても、子ども・子育て支援の府中市内における整備、また向上をさらに図っていきたいと思っているところでございまして、委員の皆様方のお知恵をまた来年度もおかりしたいというふうに思っているところでございます。また、どうぞよろしくお願いをいたします。本年度につきましても、1年間、本当にお疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

事務局

続きまして事務局より3点、連絡事項がございます。

まず1点目ですが、「個人番号の提供書」や個人番号及び本人確認の書類の提出につきまして開催通知などをお願いしていたところですが、まだ未提出の委員につきましては、大変お手数ですが、後日でも結構ですので、ご提出をお願いいたします。なお、本日ご持参いただいている方につきましては、閉会后に事務局職員へお渡しください。

2点目ですが、本日の審議会の会議録につきまして、事務局で作成し、後日、委員の皆様にご確認のご依頼をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

最後に、次回の審議会の予定についてでございます。次回の開催日程は現時点では未定になりますが、7月頃を目途に開催することを考えておりますので、ご承知おきください。なお、議題としましては、平成27年度からスタートした府中市子ども・子育て支援計画の1年目の進捗状況についてなどを予定しております。期間がしばらく空きますが、日程が決まり次第、開催を通知させていただきますので、その際にはよろしくお願い致します。会場につきましては、市役所本庁舎以外の場所で開催する可能性もございますので、必ず開催通知でご確認ください。

事務局からは、以上でございます。

会長

事務局から3点のご説明がございましたが、ご質問などはございますか。

それでは本日の会議はこれで閉会とさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

以上